平成２５年（フ）第１０３号
釧路市鳥取北10丁目19番５号、住民票上の住所釧路市新富士町３丁目９番１号
債務者　鳴海　方夫
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１２５号
釧路市大楽毛１丁目２番10号
債務者　坂本　勝守
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１３４号
釧路市緑ケ岡６丁目32番７号
債務者　木村　由希
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第９２４３号
東京都足立区六木１丁目２―19
債務者　上村　絢子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２５６号
東京都豊島区上池袋４丁目35―11―413
債務者　清水やよい
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２６６号
東京都北区豊島４丁目15―28―1101
債務者　新井　陽三
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３２６号
東京都品川区西五反田７丁目25―13―201
債務者　林　　友子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３２８号
東京都あきる野市二宮2430―９
債務者　朝倉　豊子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３３４号
東京都新宿区若葉１丁目２―４
債務者　飯星　哲也
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３３９号
東京都足立区扇３丁目８―６―201
債務者　高瀬　　葵
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３４１号
東京都練馬区北町７丁目18―３
債務者　伊藤三大雄
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３４２号
東京都練馬区北町７丁目18―３
債務者　岡本　松美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３４５号
千葉県市川市八幡５丁目16―13
債務者　佐藤乃里子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３４８号
東京都江東区千田３―７　ゴールド商事ビル301、住民票上の住所千葉県松戸市常盤平７丁目２　常磐平公団住宅２街区６棟405号
債務者　鈴木　弘美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３４９号
東京都墨田区立花４丁目12―16―202
債務者　関川　大介
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部